

## 社会福祉法人直方市社会福祉協議会 介護等職員再雇用規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「**国会**」という。）職員就業規則第34条第2項に基づき定年退職後、再雇用される介護等職員（以下「**再雇用介護等職員**」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

**第2条** 再雇用介護等職員とは、定年退職後**国会**と再雇用契約を締結して雇用される介護等業務に従事する職員をいう。

(再雇用期間)

**第3条** 再雇用介護等職員の契約期間は1年間の契約とし、その後本人からの退職の申し出又は能力、健康を考慮の上1年ごとに更新するものとする。ただし、再雇用介護等職員の終期は65歳に達した日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(給与)

**第4条** 再雇用介護等職員の給与は、給料、責任者手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当及び活動費とする。

(給料)

**第5条** 再雇用介護等職員は、別表に定める給料を支給する。

(休暇)

**第6条** 再雇用介護等職員の年次有給休暇及びその他の有給休暇は、正規職員に準ずるものとする。

(福利厚生)

**第7条** 再雇用介護等職員の福利厚生は、原則として正職員と同一の取扱いとする。

(社会保険等)

**第8条** 社会保険及び労働保険は、継続して加入するものとする。ただし、1週の労働時間が30時未満の者はその限りではない。

(退職)

**第9条** 再雇用介護等職員が次の各号に該当するときは退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 雇用期間が満了し、更新しないとき。
- (3) 自己都合により退職を希望するとき。

2 退職手当金は支給しない。

(その他)

**第10条** その他の就労条件等は、職員就業規則及び臨時的雇用職員、嘱託職員就業規則に定めるもののほか、必要な事項は会長がその都度定める。

**附 則**

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和5年2月13日から施行する。